

平成 30 年度 長崎県公共建築工事積算基準等改定等説明会における質問・回答

質問 番号	資料 番号	ページ 番号	質 問	回 答
1	1	P5	(ト)「その他」の率及び市場単価の補正は、建築工事のみでしょうか？ 電気設備、機械設備工事にも適用されますか？	この基準は、共通仮設費を積み上げにより算定する場合の基準であるため、建築、電気設備、機械設備すべての営繕工事で、共通仮設費の積み上げがある場合に適用されます。
2	2-1	P9	入札時積算数量方式（試行）について、協議できないケース②入札時積算数量書の細目別内訳の数量の項目が一式表示となっている場合と記載がありますが、一式とされる項目の別紙明細書がある場合、別紙明細の内容に疑義がある場合は協議できないのでしょうか？	P12 (Q&A) で記載しているとおり、別紙明細書は、参考資料として添付しています。参考資料であり、契約書第 1 条にいう設計図書及び第 18 条の 2 にいう入札時積算数量書ではないので、本活用方式による協議は対象外となります。
3	2-1	P8	入札時積算数量活用方式が適用される全ての競争入札において、工事費内訳書は、種目別内訳・科目別内訳に加え、中科目・細目別内訳も必要とありますが、工事費内訳書の枚数が 100 枚近くになる工事もあると考えます。その場合、電子入札システム上での添付は可能でしょうか？ (今年度より添付書類の書式は PDF のみ、添付容量は 2MB までと認識しています。)	電子入札実施要綱第 11 条の規定により、工事費内訳書が 2MB を超える場合は、紙媒体提出通知書（様式第 3 号）を予め電子入札システムに工事費内訳書を添付する欄に添付していただき、工事費内訳書自体は紙で入札書提出締切日までに提出してください。なお、工事費内訳書をシステム添付と紙で提出する分割提出は認められませんので、ご注意ください。 詳しくは、電子入札実施要綱第 11 条をご確認ください。 ○電子入札のページ http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~e-nyusatu/ ○紙媒体提出通知書（様式第 3 号）及び 記載例 上記の電子入札のページ上部の書類タブをクリックしてダウンロードしてください

			<p>工事費内訳書については、法定福利費の金額の記載があれば、受注後の請負代金内訳書の提出は不要との認識でよいのでしょうか？</p>	<p>その通りです。 入札時積算数量活用方式の場合、入札時に受注者が提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、その工事費内訳書を受注後の請負代金内訳書として取り扱いますので、請負代金内訳書の提出は不要です。</p>
			<p>入札時積算数量活用方式を適用されていない工事においても、法定福利費の金額が記載され、かつ細目別内訳まで添付された工事費内訳書を提出すれば、受注後の請負代金内訳書の提出は不要との認識でよいのでしょうか？</p>	<p>その通りです。</p>
4	2-2	—	<p>自社が利用している土木積算ソフトを使って内訳書を作成した場合、種目別内訳、科目別内訳、細目別内訳などの呼称が明細書、代価表になるのですが、問題ないのでしょうか？</p>	<p>入札時積算数量活用方式試行工事の場合、入札時積算数量書に倣い、種目別内訳、科目別内訳、中科目及び細目別内訳を明示した工事費内訳書であることを確認する必要がありますので、呼称を変更するなどして適切な工事内訳書を提出ください。</p>
5	4	P5	<p>民間工事の施工実績について、工事数の下限はないのでしょうか？</p>	<p>民間工事の施工実績の下限はなく、公共工事と民間工事の施工実績を同格に認めるものです。 なお、資料に記載の通り、民間工事の施工実績では、それを証明するすべての資料を添付ください。</p>
		P16	<p>大学法人等からの小額な修繕（契約書なし）の工事についても施工実績となるのでしょうか？</p>	<p>小額な修繕は対象外です。公告に記載の各評価内容に該当するものをその実績件数により評価しますので、各工事の公告の内容を確認ください。</p>
6	6	P16	<p>請負代金内訳書に記載する法定福利費（保健等の事業主負担額）の範囲はどこまででしょうか？ （元請のみか、工事に携る人間すべての保険か？）</p>	<p>対象範囲は、元請及び下請の工事に従事するすべての現場労働者です。なお、福利法定費の計算については、国土交通省の資料を参照してください。 http://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf</p>